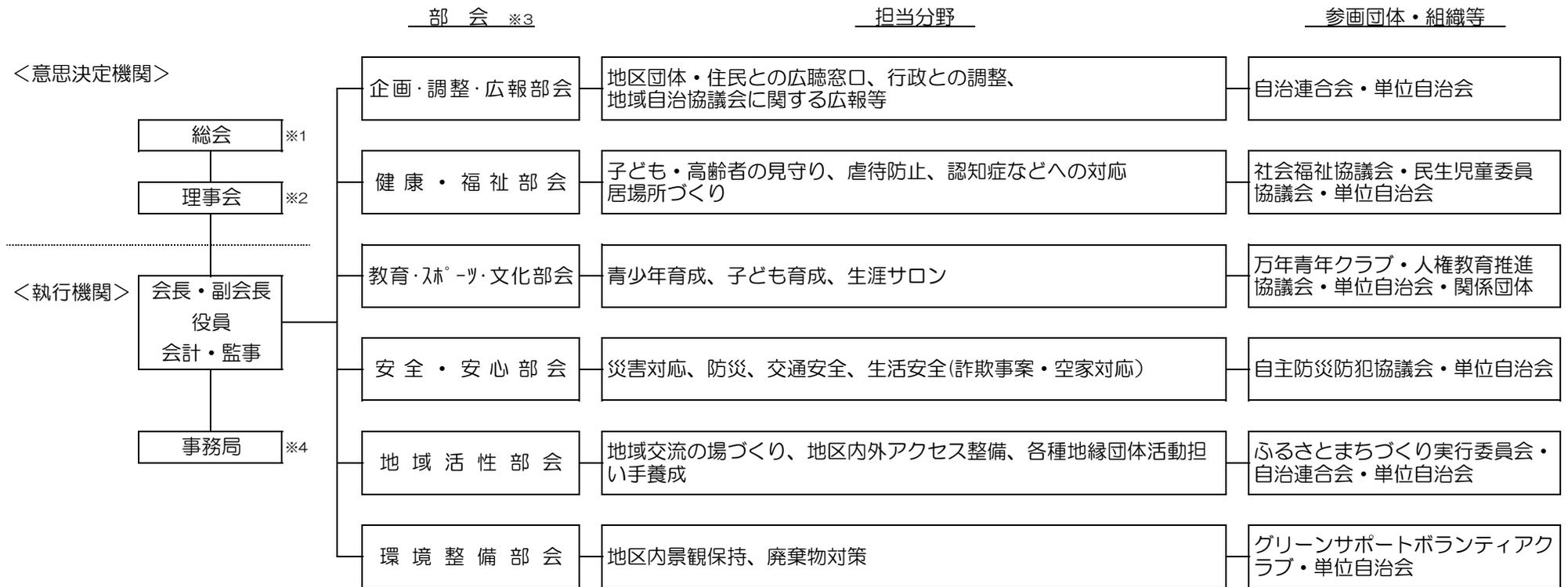


7. 組織図



(※1) 総会

組織の最高議決機関の協議・決定機能を果たすためには、住民の意思を反映する構成が必要。
理事会（運営委員会）での各々案、報告を上呈、事業計画・予算・決算などの承認を図る

(※2) 理事会

組織運営にあたっての方針・重要事項の審議・決定等の統括・運営機能を担う。
総会に諮るための事業計画案・予算案・事業報告・決算報告を作成。

(※3) 部会

地域自治計画に基づく事業を実施するため、活動分野ごとに担当部会を設け取り組む執行機関。

(※4) 事務局

各種会議の開催通知や議事録の作成・日常の会計事務など庶務的事務。
地区住民、各種団体などの窓口的な役割、組織運営に伴う事務的作業の補佐業務。